

船橋市工事監督基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市工事監督要領第12条に規定する工事監督の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するため、工事の施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 監督の方法 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会、検査、調整）を総称していう。
- (3) 指示 工事の施工上必要な事項について、監督職員が受注者に対し、書面をもって示し、実施させることをいう。
- (4) 承諾 契約図書で明示した事項について、発注者又は監督職員が書面により同意することをいう。
- (5) 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (6) 通知 工事の施工等に関する事項について、監督職員が受注者に対し、書面をもって知らせることをいう。
- (7) 受理 契約図書に基づき、受注者の責任において監督職員に提出された書面を受取り、内容を把握することをいう。
- (8) 確認 契約図書で明示した事項について、監督職員が臨場し、又は受注者から提出された資料の内容を照査し、契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
- (9) 立会 契約図書で明示した事項について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (10) 検査 契約図書に示された施工等の段階及び材料について、所定の出来形及び品質を確保するために、受注者の測定結果に基づき監督職員が出来形、品質、規格、数量を確認することをいう。
- (11) 調整 監督職員が関連する工事等との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を受注者に対し指示することをいう。

(監督業務の実施)

第3条 監督職員は、別表の各項目について、技術的に十分検討のうえ、契約を主管する課等と連携を図り監督を実施するものとする。

(総合評価型に係る監督の実施)

第4条 監督職員は、一般競争入札【総合評価型】により入札した工事の場合は、前条に掲げる監督を実施するほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画がある場合は、その施工状況について現場確認するものとする。
- (2) 受注者が入札時に労働者賃金について公共工事設計労務単価を確保するとした場合は、工事完成時に受注者から労働者賃金確認表を受理するものとする。その際に、労働者賃金確認表における職種の分類が公共工事設計労務単価として設定されている51の職種であることを確認する。なお、労働者賃金確認表は、工事完成検査を依頼する時に工事検査を主管する課長へ提出するものとする。
- (3) 受注者が入札時に配置するとした配置技術者等をやむを得ない理由により変更する場合は、交代前後で技術者に係る点数の合計点が減少しない者の配置について確認するものとする。
- (4) 評価項目の「配置予定技術者の能力」及び「労働者賃金」並びに「総合評価型に係る特約条項に基づく施工計画」について、履行しない状況が悪質と認められる場合は、指名停止措置を行うため契約課と協議し協議結果を技術管理課へ報告するものとする。

(総合評価型に係る完成確認の実施)

第5条 主任監督員又は総括監督員は、受注者が入札時に労働者賃金について公共工事設計労務単価を確保するとした場合は、工事完成を確認する時に労働者賃金確認表の内容を確認するものとする。なお、確認する労働者賃金は、抜き取り調査とするが、賃金台帳等により職種ごとに最低1名は確認するものとする。

(低入札価格工事に係る監督業務の強化)

第6条 監督職員は、低入札価格調査実施要領に基づく調査において履行可能と判断し契約締結した工事の場合は、別に定める船橋市低入札価格工事監督要領に従い、監督業務を強化するものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年11月17日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月24日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年9月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。

別表

(監督業務の実施)

項 目	業 務 内 容	関連条項
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容把握 (2) 施工計画書の受理 (3) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握 (4) 条件変更に係る調査	工事請負契約書、図面、仕様書、現場説明書、質問回答書等を把握する。 設計図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。 契約図書に明示した指示、承諾、協議等（詳細図等の作成を含む）を適切に行う。 ①契約書第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を発見したとき又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し、検討する。 ②前項の調査結果に基づき、受注者に指示又は通知する。なお、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者へ報告する。	土共 1-1-4 建標 1-2-2 契 第9条 契 第18条
2. 出来形及び品質に関する監督 (1) 工事材料の検査 (2) 工事材料の立会い (3) 工事施工の立会い (4) 施工管理に係る状況確認 (5) 改造請求及び破壊検査	設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料は、検査を行う。 設計図書において監督職員の立会いのうえ調合し、又は割合について見本検査を受けるものと指定された工事材料は、調合又は見本検査の立会いを行う。 設計図書において監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工事は、指定された段階に立会いを行う。 設計図書に示された施工段階において、施工管理に係る施工管理基準及び品質管理基準等と工事目的物とを照合し、確認を行う。 ①工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは改造の指示を行う。 ②契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合で、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査する。	契 第13条 契 第14条 契 第14条 契 第17条

項 目	業 務 内 容	関連条項
(6) 支給材料及び貸与品の 検査、引渡し	①支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書の定めによる。 ②支給材料及び貸与品を引渡すときは、受注者の立会のうえ、当該支給材料又は貸与品を検査する。	契 第15条
3. 工程に関する監督		
(1) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて調整を行う。	契 第2条
(2) 工程の把握及び工事促進の指示	受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条
4. 契約担当者への報告		
(1) 工事の中止及び工期の 検討及び報告	①工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。 ②受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者へ報告する。	契 第11条 契 第20条 契 第22条
(2) 一般的損害の調査及び 報告	一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契 第28条
(3) 天災その他の不可効力 による工事出来形部分 等の損害の調査報告	①天災その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。 ②損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契 第30条
(4) 第三者に及ぼした損害 の調査及び報告	工事の執行に伴い、第三者へ損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	契 第29条
(5) 部分払（出来形）請求 時の出来形の審査及び 報告	部分払（出来形）請求があった場合は、出来高設計書及び出来高総括内訳書を作成し、審査のうえ契約担当者へ報告する。	契 第38条
(6) 工事関係者に関する措 置請求	現場代理人がその職務の執行につき、著しく不適当と認められるとき又は主任技術者、監理技術者、専門技術者若しくは下請負人等が工事の施工若しくは管理につき著しく不適当と認められるものがあると	契 第12条

項 目	業 務 内 容	関連条項
<p>(7) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置又は報告</p> <p>5. その他</p> <p>(1) 下請契約及び下請代金支払の適正化</p> <p>(2) 保安帽等</p> <p>(3) 現場発生品の処理</p> <p>(4) 臨機の措置</p> <p>(5) 事故等に対する措置</p> <p>(6) 工事成績の評定</p> <p>(7) 工事検査の立会</p>	<p>きは、その理由を明示した書面により、措置請求をし、契約担当者へ報告する。</p> <p>① 契約書第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、第50条第1項、第51条第1項又は第52条第1項に基づき契約を解除する必要があるときは、契約担当者にその措置請求を行う。</p> <p>②受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除用件を確認し、契約担当者へ報告する。</p> <p>③契約が解除された場合は、出来高設計書及び出来高総括内訳書を作成し、契約担当者に報告する。</p> <p>監督職員は、下請契約及び下請代金支払の適正化が図られるよう、受注者の取り組みを確認する。</p> <p>監督職員は、工事の現場で監督の業務に従事するときは、保安帽及び労働安全上支障とならない服装を着用しなければならない。</p> <p>工事の現場発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。</p> <p>災害防止その他の工事施工上、特に必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、工事主管部長等へ報告する。</p> <p>総括監督員及び主任監督員は、工事が完成した時は船橋市工事技術検査規程に基づき工事成績を評定する。</p> <p>監督職員は、工事検査及び工事技術検査に立会う。</p>	<p>契 第46条 ～第48条、 第50条 ～第52条</p> <p>契 第51条、 第52条</p> <p>契 第54条</p> <p>土共1-1-17</p> <p>契 第27条</p>

(注) 関連条項とは関係図書条項をいう。

「契」は工事請負契約書、「土共」は土木工事共通仕様書、

「建標」は公共建築工事標準仕様書をいう。